

令和7年度 厚生労働省相談支援専門員指導者養成研修

包括的支援体制と 相談支援専門員による地域づくり -個別支援から自立支援協議会まで-

沖縄大学名誉教授

おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

島村 聡

ホンネを聴くと

基幹相談支援センターの役割があいまい

個別課題を自立支援協議会にあげられない

個別支援から地域の課題とするには？

協議会にかける意義や方法がわからない

全体会に上げるプロジェクトが企画できない

各町ばらばらで協働して動かない

地域づくりは誰がする？

1 包括的支援体制と 障がい者の相談

縦割り相談から脱却し
チームアプローチに対応する

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

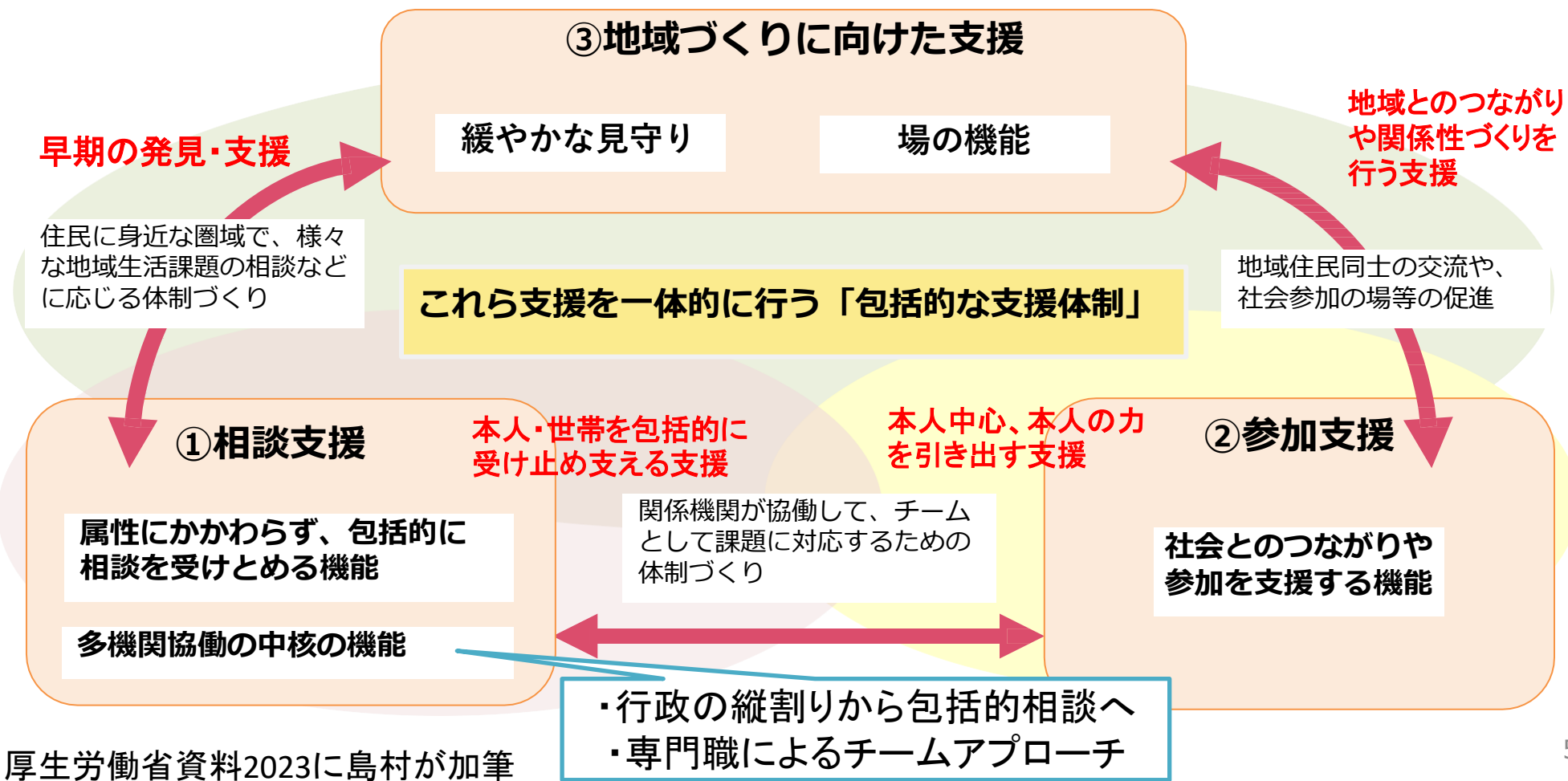
- ✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**
 - ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修

 - ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域関係者との連携による地域生活課題の早期把握

 - ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する⇒「**包括的支援**」と「**地域支援**」の総合的推進が肝要



公営家賃滞納をきっかけに発覚し、自立相談支援と就労支援を受けてアルバイトに就き、同居の弟も就労継続支援A型事業所にて稼働した事例

I きっかけ

Aさん(50代男性)はハラスメントを受けショックのため休職中。公営住宅の家賃を6ヶ月滞納している。督促をするために訪問をしたところ、請け書にはない弟が同居していた。事情を聞くと精神疾患で失職して県外から転がり込んだという。

II アセスメント

担当者は督促を続けても支払能力がない(支払の意思はあるが)と感じ、かといって退去も難しい。生活保護を受けてはどうかと提案するが、「仕事を探す」と拒否された。弟は面会を拒み会うことも難しい。重層的支援会議開催の了解は得た。

III 重層的 支援会議 + プラン作成

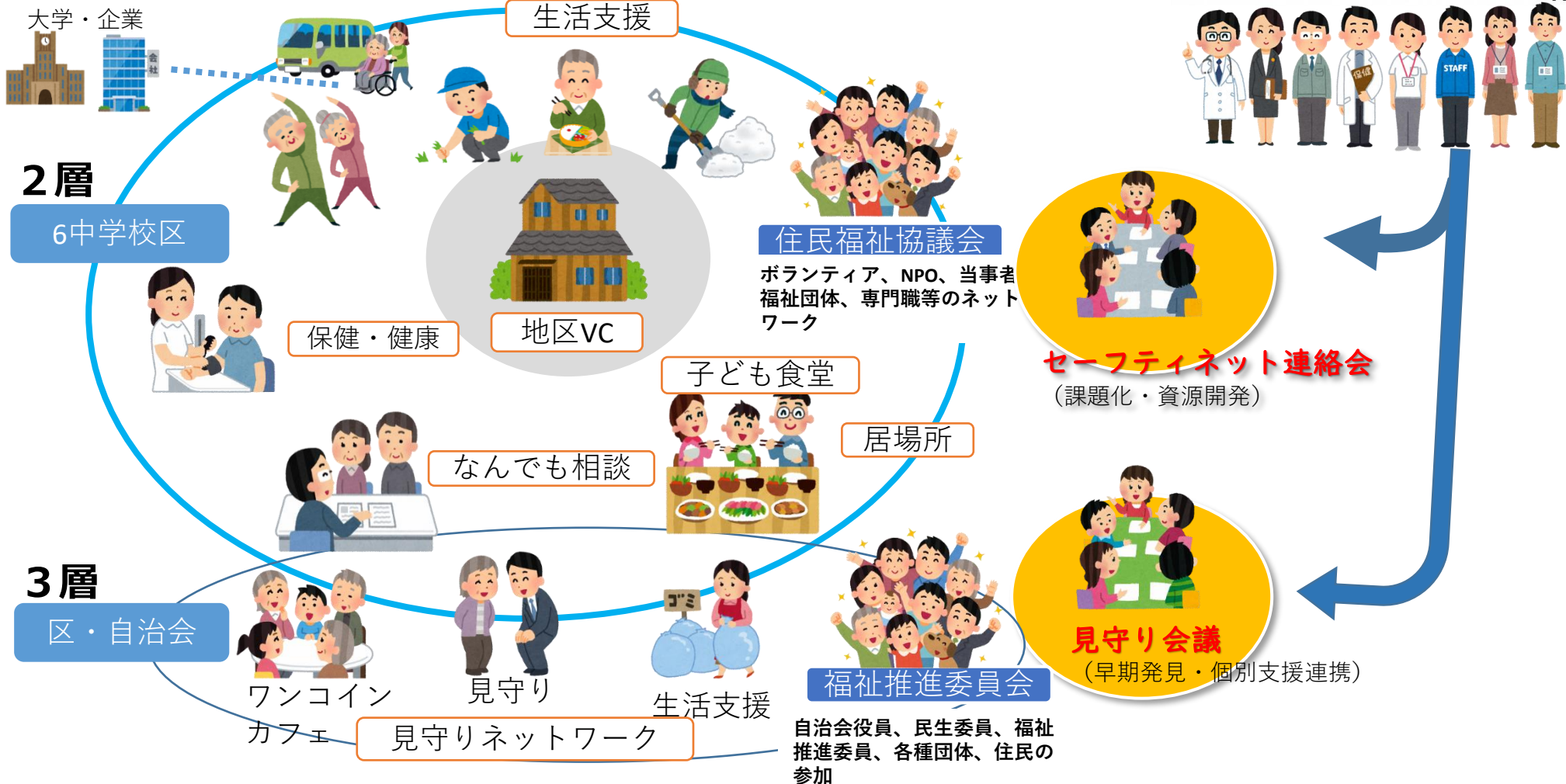
会議で状況を説明。家賃を支払い、入居が継続できる方向で支援をすることとなる。**パーソナルサポーターが自立相談支援**で障害年金申請、グッドジョブセンターが雇用相談を担当。弟については、住宅課が同居を認定した後、障害福祉課が障害年金受給可能性を確認し**計画相談**を紹介し就労継続支援A型の利用を検討することとなる。

IV モニタリング

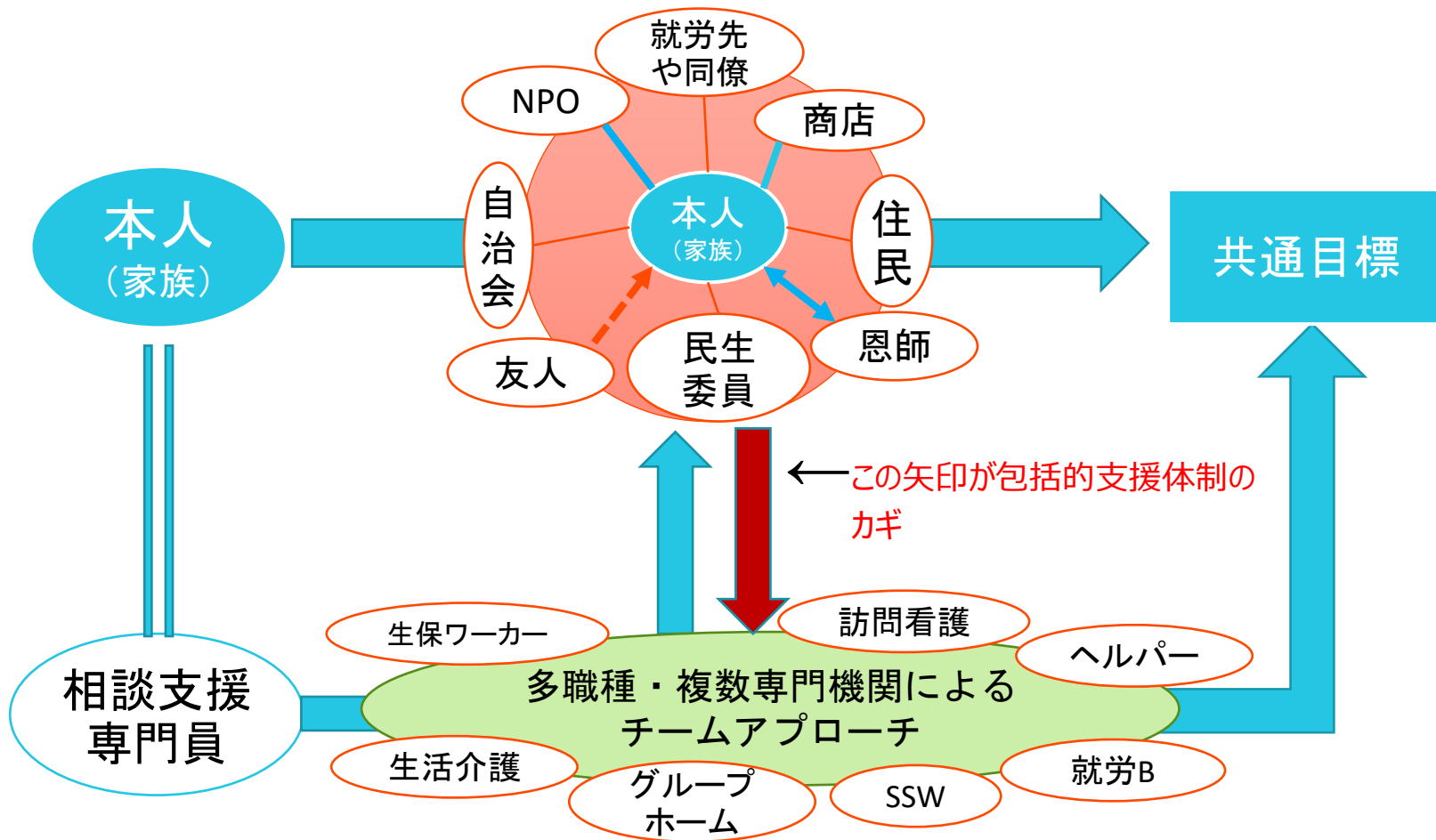
3ヶ月後の会議にて、経過を確認。本人は前職を退職し、見習いのアルバイトとして倉庫の在庫管理を開始。弟は自立支援医療を受け、A型事業所に週4日通っている。本人の年金収入と二人の給与の月額合計が22万円と滞納返済も十分可能となったので、今後は計画相談事業所によるモニタリングに委ねることとした。

包括的相談支援体制を整えた例

専門職が住民の相談にチームアプローチ



1-2 地域（関係）を活かした困難事例の対応



2 基幹相談支援センターの役割

協議会の運営による地域づくり

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能 （障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「**個から地域へ**」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての**情報**を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

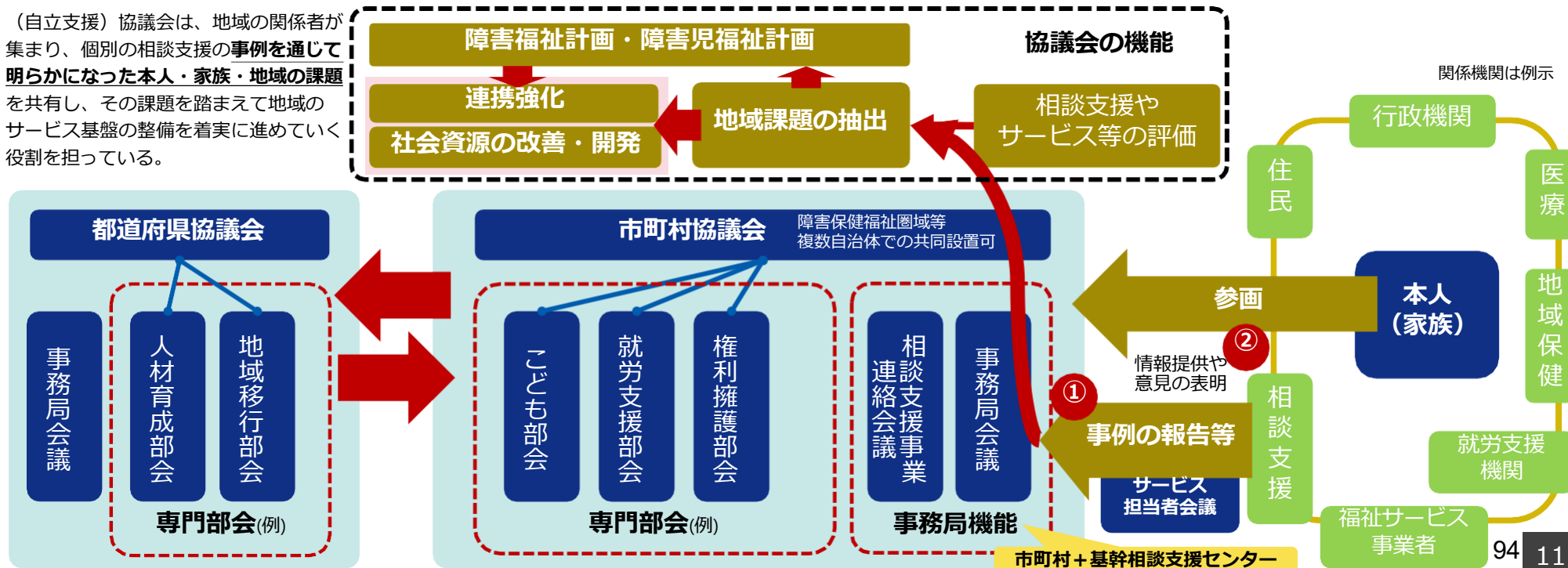
新 ② 協議会は地域の関係機関等に**情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。**(第3項、第4項新設)

新 ③ **個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。**(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

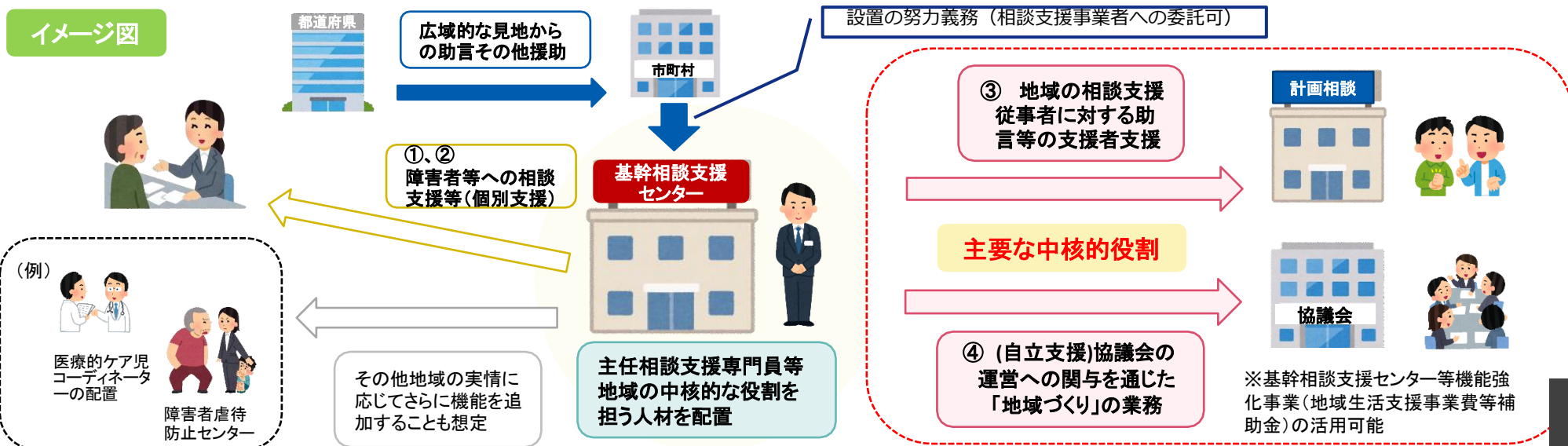
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② **他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務**
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

イメージ図



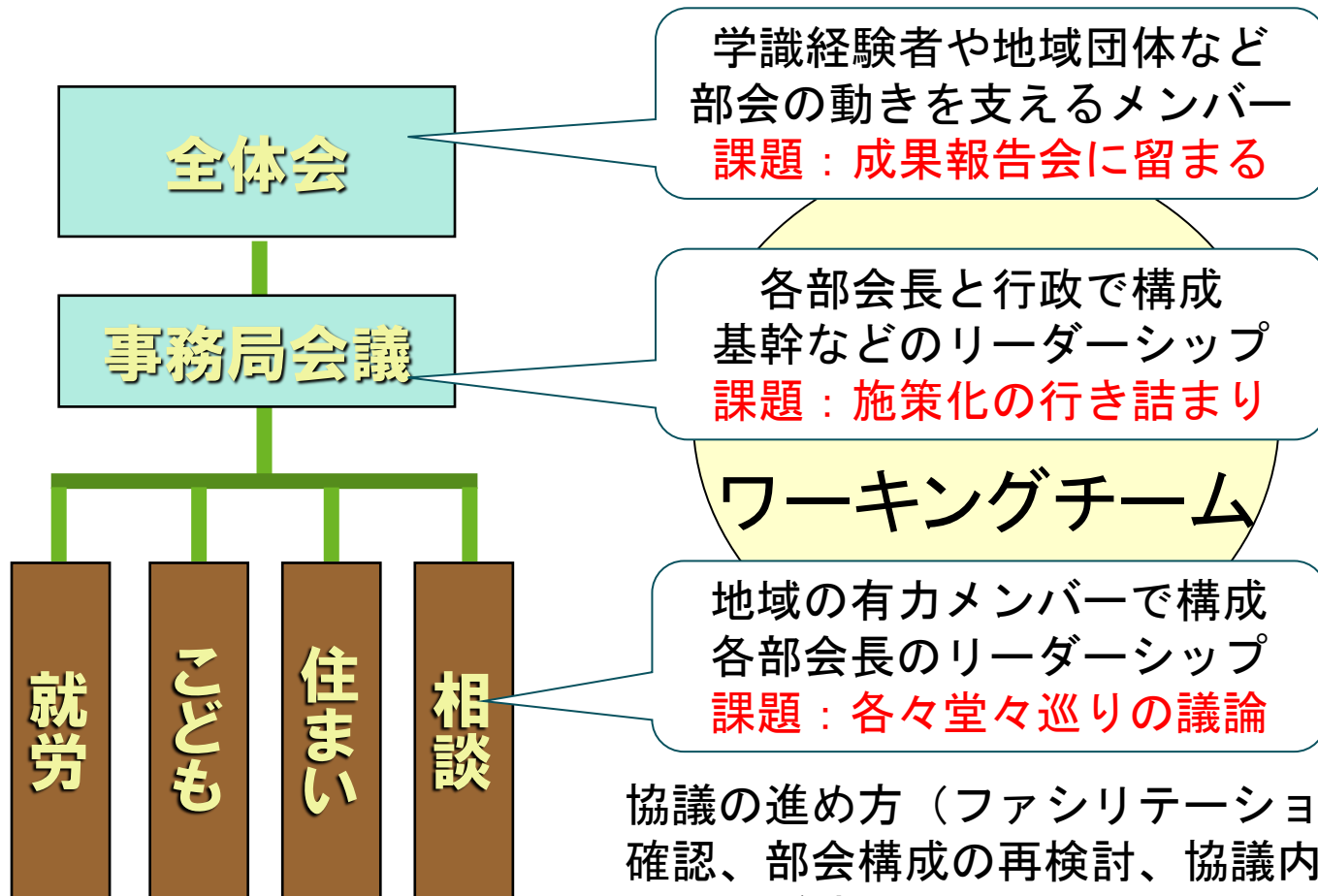
3 自立支援協議会の活かし方

3-1 協議会で開発された社会資源の分野

1. 居住支援・地域生活支援
2. 移動支援・交通アクセス
3. 就労支援・社会参加
4. 子ども家庭支援、教育連携
5. ピアサポート活動
6. 高齢障害者支援
7. 医療・福祉連携、退院支援体制
8. 啓発活動
9. 権利擁護・虐待防止
10. 緊急対応・災害支援

「個別課題」を
「地域課題」と
して捉え直す

3-2 協議会の機能を引き出す (事務局とワーキングチーム)



協議の進め方（ファシリテーション）の
確認、部会構成の再検討、協議内容の更
新などが適切に行われるように必要に応
じて議論出来るワーキングチームの存在

3-2① 浦添市自立支援協議会の地域生活支援拠点

3 R6の取り組み

- ・ 相談機能の体制を整える → 事前登録の開始
- ・ 緊急受入機能の充実 → 拠点事業所の協力依頼＝個別事例をもとに協力事業所を増やす

1 事前登録の対象者を選定（優先順位の設定を検討）

住基抽出（市内在、者、在宅生活／区3：87 区4：77 区5：64 区6：78）

◎区分3～：306名／身147 知137 精20 難2 ◎区分4～：219名／身104 知111 精3 難1 重度障加算：110名

・ 委託：おりじん③27④18／ほると③20④12／ゆんたく③19④11／あおぞら③2④1

・ 計画：エンジョイ③32④27／ふわり③24④14／ベーテル③13④11／コロニー③12④8／デライト③11④8

◎優先順位の検討

例：8050世帯（高齢（80代）の親と50代の障がい者）、ひとり親世帯、複数障がい者世帯．．．事例をもとに検討

2 事前登録の流れ（登録後の業務含む）と役割シュミレーション

◎「地域のあらゆるものを活用し、個別事例の専門相談」＝行政だけでは難しい

相談フローの確認と委託事例の検討でシュミレーション

個別事例への対応として、基幹と委託の動きが多くなると思われる。

3-2② 浦添市自立支援協議会の地域生活支援拠点

4 R7～の取り組み

- ・ 相談機能の体制を整える → 事前登録の開始
- ・ 緊急受入機能の充実 → 拠点事業所の協力依頼＝個別事例をもとに協力事業所を増やす

3 事前登録に向けた活動

1. 計画相談への説明 =
 - ・ ケース把握の説明及び抽出した対象者とのすり合わせ依頼
 - ・ 事前登録に関する説明 → 運営規程の変更等の事務手続き
2. ケース収集（把握）= 抽出した対象者を事業所ごとに配布し、
抽出した対象者のうち優先者を収集【対象者の確定】
3. 名簿作成（添付：登録者一覧表（管理表）を参考）
4. 事前登録（同意取得）及びコーディネータ配置

4 拠点事業所の協力依頼

- ・ 個別事例をもとに、緊急時の受入れ対応を事例毎に検討
- ・ 通所、ヘルパーも含めて緊急時の拠点事業所を依頼

3-2③ 浦添市自立支援協議会の地域生活支援拠点

浦添市地域生活支援拠点等整備事業 対象チェックリスト

追加項目

○相談機能（事前登録） 対象チェックリスト

次のすべてに該当する者



- 浦添市に住所がある。
- 障がい児・者である。または障がいがあることが明らか。
- 介助者が限られ、主な介助者のほかに親族等の支援が得られにくい。
-
-

<すべてに該当> ⇒障がい福祉課へ事前登録を申請。

<該当しない場合> ⇒基幹相談および委託相談へ相談。

<対象となる世帯の例>

- ・高齢の親と障がい者の子の世帯
(8050世帯など)
- ・複数の障がい者（支援を要する者）がいる世帯
- ・ひとり親世帯

○緊急時対応機能 対象チェックリスト

次のすべてに該当する者



- 浦添市に住所がある。
- 障がい児・者である。または障がいがあることが明らか。
- 主な介助者の急逝、急病、または障がい者の急な状態変化のため自宅での生活継続が困難。
- 親族等に対応調整をしたが、対応が困難。
- 他に対象となる事業や制度がない。または対応するまでに時間を要する。**
-

<すべてに該当> ⇒障がい福祉課へ対応を相談。

<該当しない場合> ⇒基幹相談および委託相談へ対応を相談。

3-2④ 宜野湾市自立支援協議会の地域生活支援拠点

住まい・暮らし部会②

●地域生活支援拠点等整備についての研修を計画部会と合同開催

・研修後、対象者のリスト化に向けて計画相談員から情報収集中(現在16件)

・市内全自治会長(23区)が集う会議にて地域生活拠点等整備の説明し地域事情をよく知る自治会長へリスト化に向けて依頼。現在、自治会訪問し、自治会長から聞き取りも行っている最中である。(現在13件)

・今後も自治会を訪問し顔の見える関係を構築するとともにリスト化に向けて継続し進めていく。

(リスト化に向けてのアンケートの内容は以下の通り)

①8050問題、家庭状況/家族の協力が得られない、ネグレクト等

②経済的問題

③障がい(本人の特性)の対応で家族が疲弊していると思われる状況

④引きこもり、近隣との関係が希薄

⑤包括や社協・行政とのかかわりがわからない人又は世帯の選択項目を設定しGoogleフォーム又は、ファックスでの提出を依頼している。

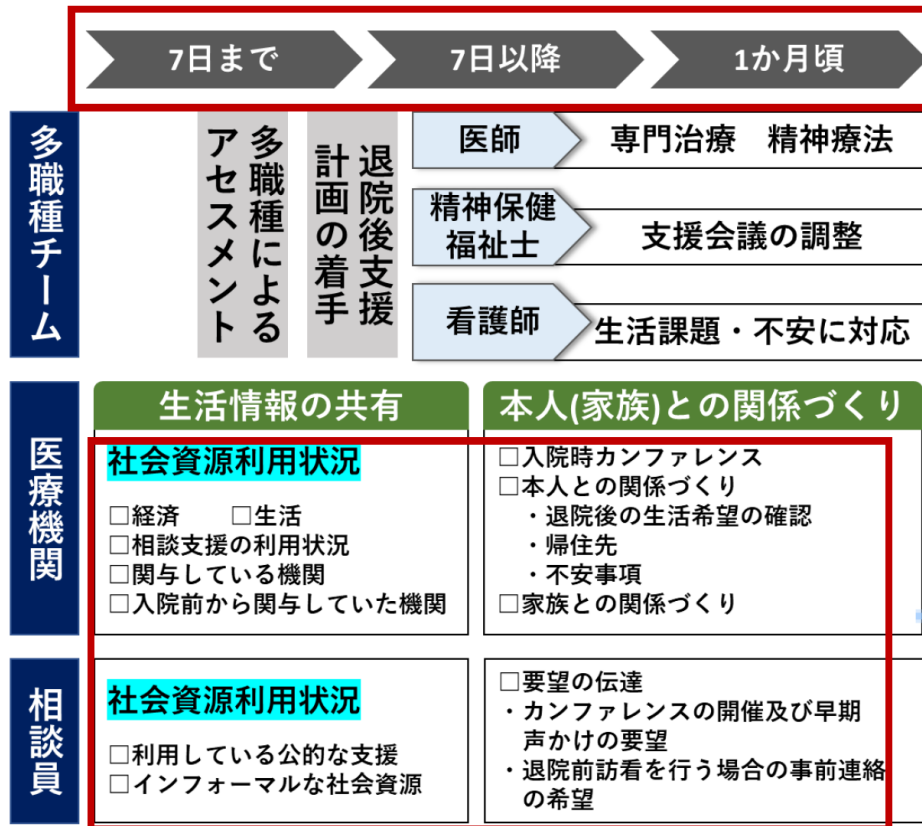
※個人情報に留意し個人が特定できないようにしている。

3-2⑤ 沖縄市自立支援協議会で開発中の地域連携パス

作成プロセス | ワーキンググループでの検討経緯②

第11回 WG 枠組みと内容の決定

11



パス（案）の修正点

様々な患者に柔軟に対応できるように、「初期・中期・後期」に変更

それぞれの時期で情報共有や実施が必要な最低限の項目に絞る

3-2⑥

沖縄市自立支援協議会で開発中の地域連携パス

入院

初期

中期

後期

退院

医療チーム

入院診療計画書の作成・同意
多職種によるアセスメント
退院後支援計画の着手

医師	専門治療 精神療法
薬剤師	服薬管理
精神保健福祉士	支援会議の調整、支援者への声掛け、家族支援
作業療法士	作業療法
看護師	金銭・私物の自己管理、生活課題・不安に対応
栄養士	栄養指導
～多職種カンファレンス～（定期）	

情報共有

情報共有

情報共有

相談員

病院

地域

a
コンタクト・情報共有
(初期)

1. 社会資源の利用状況
2. キーパーソンの確認
3. 他機関への呼びかけ
4. 本人及び家族の希望の聞き取り

多職種による包括的な支援の必要性の判断

b
コンタクト・情報共有
(中期)

1. 関係者会議の調整（必要時）
2. 退院後の医療・生活ニーズの整理
3. 福祉サービス等申請・調整
4. 生活ニーズに応じた支援（体験の場の創出等）の展開

c
コンタクト・情報共有
(後期)

- 退院前カンファレンス（必要時）
1. 退院日の共有
 2. 危機的場面に備えた準備
 3. 退院前訪問の実施
 4. 退院後の生活の最終調整
 5. 退院後の支援チーム確認

まとめる

まとめる

まとめる

A

患者さん

1 本人の状態
2 退院支援における課題

B

1 希望・思い
2 退院支援の進捗状況

C

1 強み
2 生活目標
3 退院への環境調整準備状況

3-2⑦ 沖縄市自立支援協議会で開発中の地域連携パス

今後の予定 | モデル事業ロードマップ

Implementation Roadmap

スケジュール

1月

準備フェーズ

にも包括WG
(1月22日)

医療機関向け
説明資料の作成
と確認

2月

承認プロセス

協議会報告
(2月6日)

モデル事業実施
の正式承認

・モニタリング
開始

3月

意見収集

ヒアリング
(2月～3月中旬)

1. 医療機関の職員に
パス案への意見を
聴取し、まとめる
2. 医療現場の意見を
基にマニュアル作成

4月

周知・広報

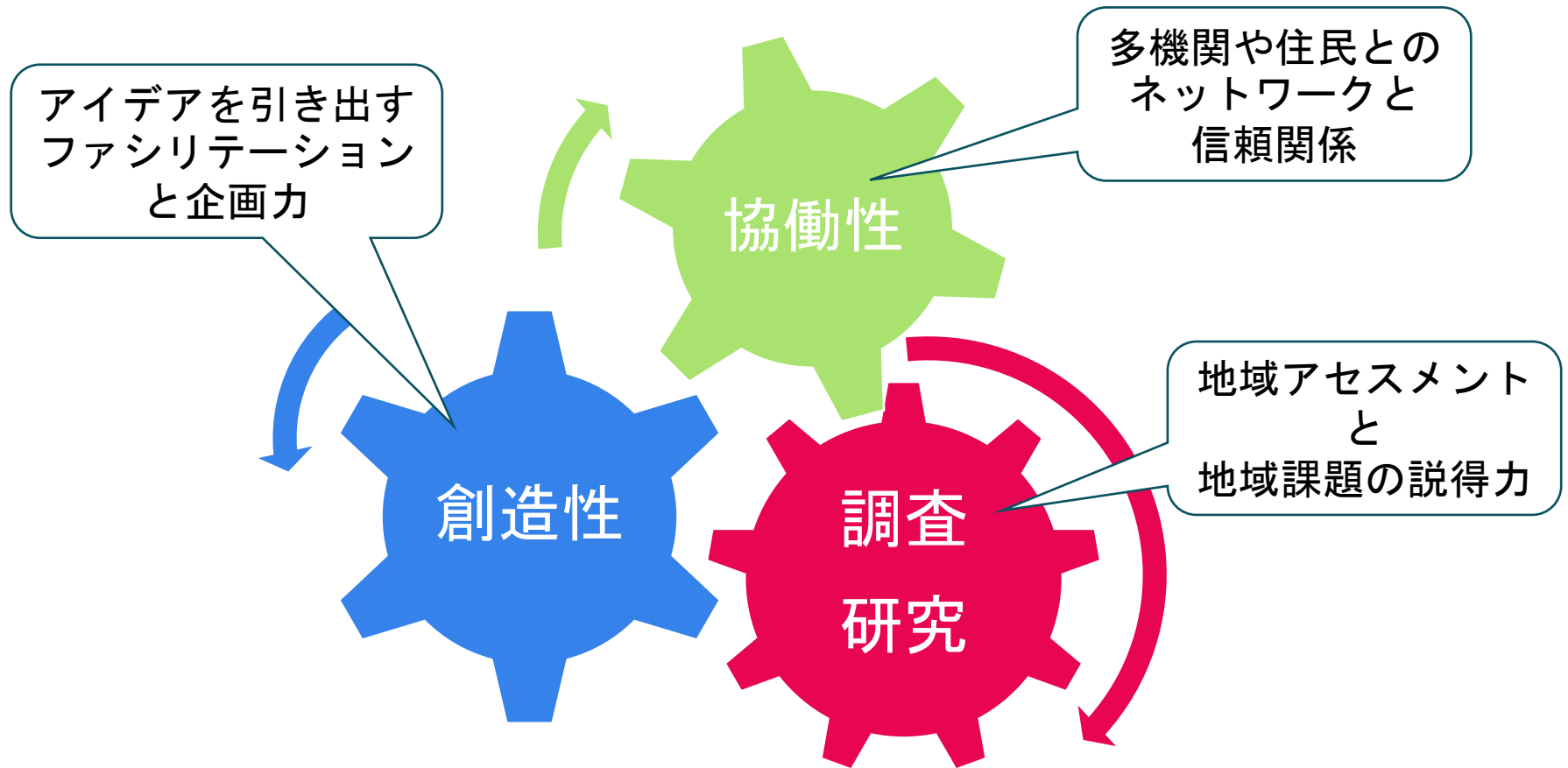
医療機関への
説明会実施
(2月下旬～3月)

実行フェーズ

モデル事業開始
(4月以降)

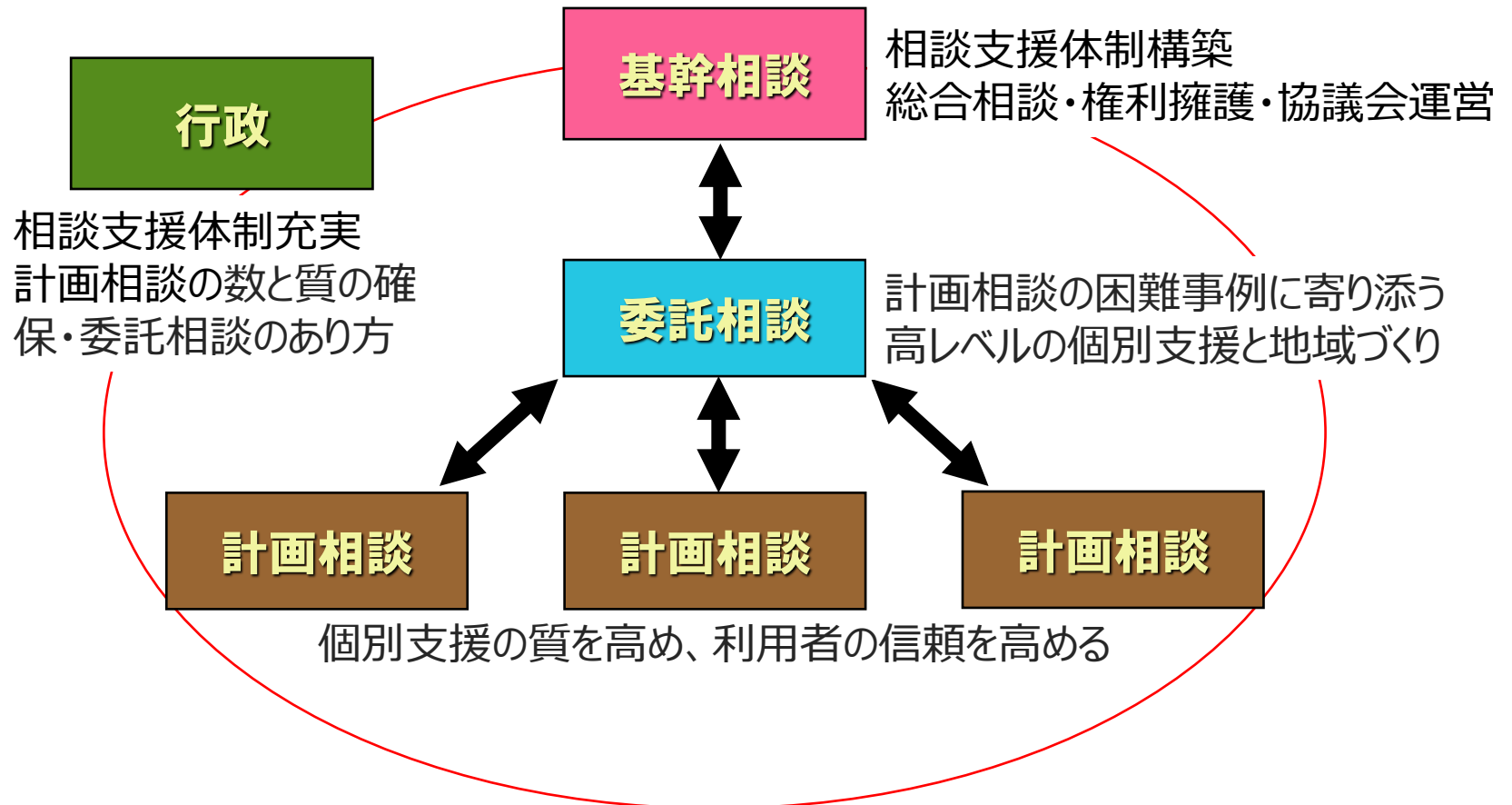
START

3-3 機能している協議会の特徴 (コンパクトでも3つが揃えば機能する)

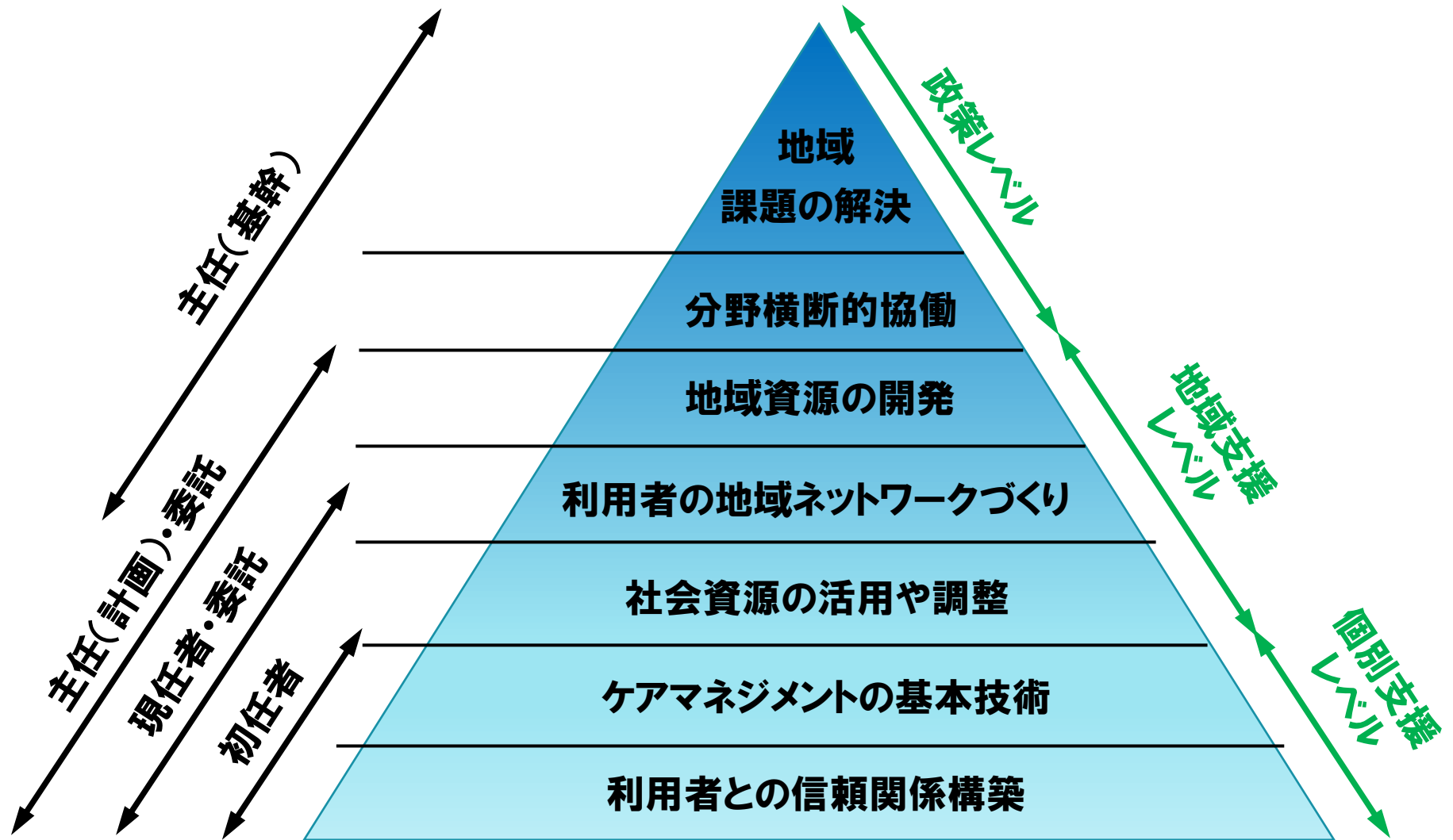


3-4 しっかりとした相談支援体制が地域をつくる

計画相談を育て、委託相談で困難事例に対応し、基幹で体制をつくる



3-5 相談支援のレベルと地域づくり



3-6 協議会を地域づくりの議論の場とする

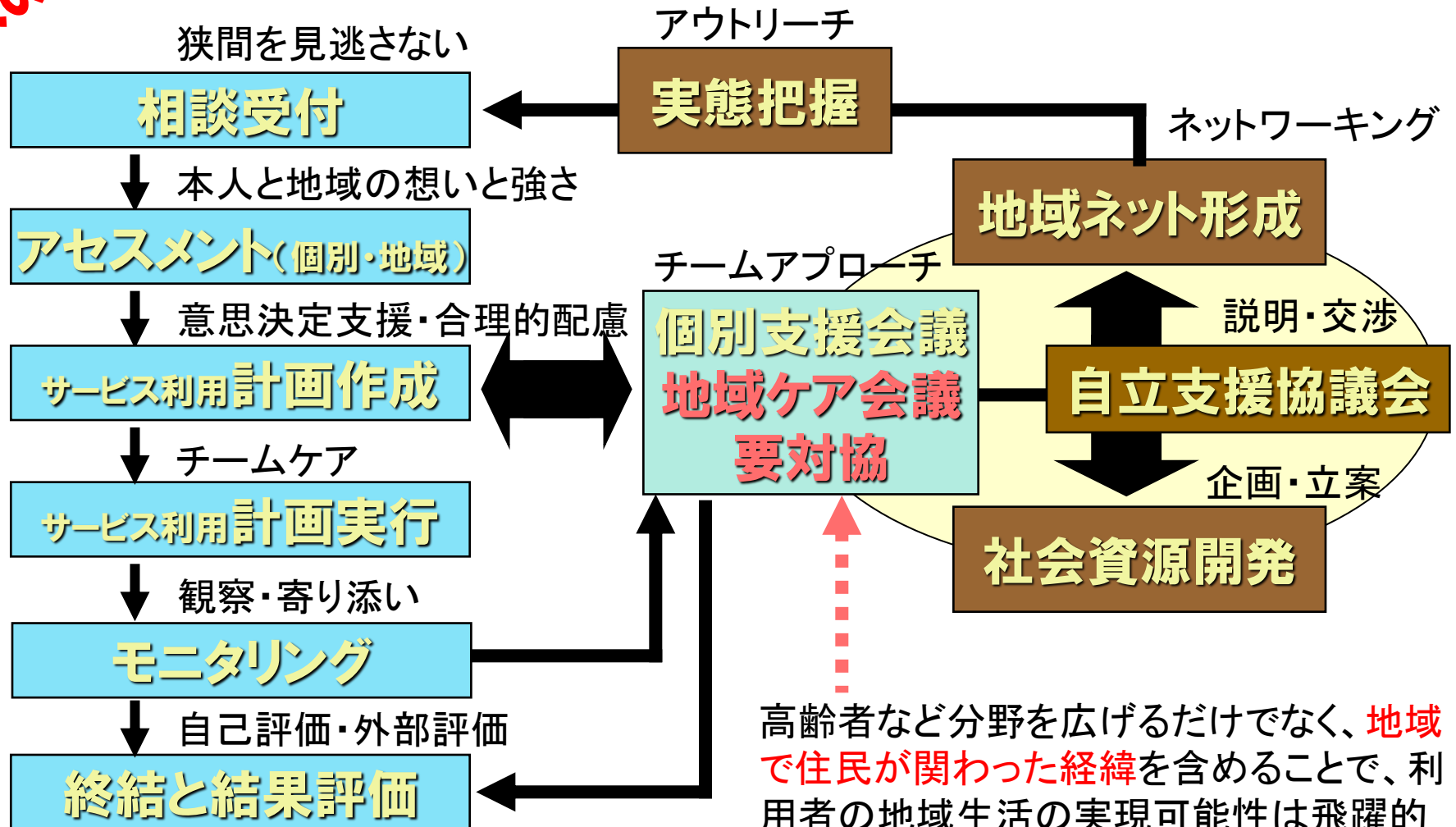
基幹であれ、計画であれ、主任は「品質保証」された存在であり活用すべき

1. 情報機能(情報の共有と発信)
2. 調整機能(分野を越えたネットワーク)
3. 開発機能(資源の開発・改善)
4. 教育機能(構成員の資質向上・研修の場)
5. 権利擁護機能(権利侵害のチェック)
6. 評価機能(相談支援体制の評価)

個から地域
への協議会

3-7 協働的な協議の仕組み

(地域の相談支援体制の強化・発展)



高齢者など分野を広げるだけでなく、**地域**で住民が関わった経緯を含めることで、利用者の地域生活の実現可能性は飛躍的に向上する

波照間島

の地域特性と福祉資源

診療所×すむづれの家×地域
強い連携！！



「すむづれの家」が運営している売店(あがでぐに)では、島のおじい、おばあの作った民具等も販売している。



共同売店や地域行事で自然な見守り

竹富町地域福祉計画より

●日本最南端の碑

全体	446 人	要介護認定者	14 人
65 歳以上	136 人	要支援認定者	6 人
75 歳以上	58 人	65 歳以上単身世帯	68 世帯
生産年齢人口	242 人	高齢化率	30%
年少人口	68 人	※令和 7 年 9 月末現在	



今も色濃く遠る組で
キビ刈りを行う
ゆいまーるの風景

《地域の特徴・強み》

- ・農業(サトウキビ・もちきびなど)が盛ん。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所「すむづれの家」がある
- ・空港からの送迎バスが運行開始。

【地域の行事】

- ・豊年祭(旧暦 6 月～7 月頃) ・ムシャーマ(旧暦 7 月 14 日)

【タケトミゲンキアッププログラム】

短期集中予防サービス C 型(通所型)・5 名

【ケア会議等で把握した課題】

○北部落でいきいき百歳体操を行っているため、北部落周辺の方しか参加していなかったため、保健センターでの体操が開始された。

【通いの場】

●サロン

・すむづれの家 ・ハイビスカスは～もに～(休止中)



●いきいき百歳体操

- ・フコンの会(北部落会館で毎週月曜 10 時～)
- ・波照間すいよう会(保健センターで毎週水曜 10 時～)

【配食サービス】

すむづれの家(月・火・水・木・金)

【お出かけサポート】

なし。現在は「すむづれの家」が、臨機応変に高齢者の送迎対応をしている。

まとめ プロセスが重要 個別支援～ネット形成～資源開発 のりしろが地域づくりへつながる

1 他のサービスを考える前に利用者と向き合う(信頼関係)

↳利用者のパワーを引き出す

2 アセスメントを関係者と共有「共感」する(場の存在)

↳利用者の想いを理解する協働者を得る

3 協働者(住民や企業も)の課題にも向き合う(地域づくりの意識)

↳課題解決が資源づくりのきっかけになる

4 課題解決の仕組みを協議の場へ(共同企画力)

↳自立支援協議会に協働者と共同で提案をする

お役に立てれば幸いです。

皆様のご活躍をお祈りいたします。

ありがとうございました。